

職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(代表理事)

第2条 代表理事は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事の職務権限は、総務（企画・広報を除く。）、財務及び法務の各業務のうち概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会総会・代議員会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 会費に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) 労働契約に関すること。
- (24) 登記に関すること。
- (25) 寄附金の受入に関すること。
- (26) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長)

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長の職務権限は、総務のうち企画・広報に係る業務とする。
- (2) 副会長は、代表理事会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (3) 代表理事会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、代表理事会長の業務の執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第4条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、代表理事会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 代表理事会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 職員の県外出張に関すること。
- (6) 1件当たりの金額が50万円未満(税込)の寄附金の受入に関すること。
- (7) 1件当たりの金額が50万円未満(税込)の収入及び50万円未満(固定資産については50万円未満)(税込)の支出予算の執行に関すること。
- (8) 寄附金の執行に関すること。
- (9) 交際費の執行に関すること。
- (10) 慶弔費の執行に関すること。
- (11) 動産の賃貸借に関すること。
- (12) 情報公開に関すること。
- (13) その他前各号に準ずる事項に関すること。

(常務理事)

第5条 常務理事は、この法人の業務を部門別に分担執行する。各常務理事の担当する業務部門は、理事会において決定する。

2 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

(業務執行理事)

第6条 役付理事以外の業務執行理事は、専務理事の命に従い、所管業務を執行する。

(事務局長)

第7条 事務局長は、専務理事の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 1件当たりの金額が20万円未満(税込)の収入、給料手当等の人件費及び20万円未満(税込)の支出予算の執行に関すること。
- (2) 臨時雇用職員の任免に関すること。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (4) 職員の通勤手当に係る確認、決定及び改定に関すること。
- (5) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関すること。
- (6) 安全、衛生、防災管理に関すること。
- (7) その他他の部に属しない事項の処理に関すること。

(事務局次長)

第8条 事務局次長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 1件当たりの金額が10万円未満（税込）の収入、給料手当等の人件費及び10万円未満（税込）の支出予算の執行に関すること。

（補則）

第109条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、この法人の設立登記の日（平成23年3月30日）から施行する。

改正 令和3年6月12日